



8月5日
申18号団体交渉報告会議

不当労働行為撲滅宣言を全職場に広めよう！

不当労働行為撲滅宣言

私たちは、これまで「脱退強要」「組合員への差別行為」「パワーハラスメント」等の事象が職場で発生していることを受け、2018年10月以降、三度申入れを行い団体交渉の中でその都度繰り返し発生しない事を大宮支社と確認してきた。しかし2021年2月、再び多くの職場で同様の事象が繰り返し発生している事から、再度大地申第18号『JR東労組への支配介入・組合員への差別とハラスメント行為を是正し、安全で安心して働くことができる職場を求める』申入れを行った。

団体交渉は、会社の杜撰な調査により中断を繰り返したため、9回に渡り30時間を超える異例の交渉となったが、「不当労働行為と捉えかねない事象」を二度と発生させないことを労使共通の認識であることを改めて確認し、労使双方が責任を持って取り組む決意を確認した。

JR東日本大宮支社とJR東労組大宮地本は、不当労働行為を二度と発生させないため

- ①大宮地区駅長、浦和地区駅長、宇都宮運転所副所長の行った行為の中で不当労働行為と捉えられかねない内容について、会社として全管理者に指導・周知すること。
- ②管理者が組合に対する主観を述べて、不当労働行為となる事象を発生させないこと。
- ③「正当な組合活動に参加した社員」「組合に加入した社員」に対して、組合への支配介入となる聞き取りは絶対に行わないこと。
- ④勤務時間中に社友会活動を行わないこと。会社の備品も使用しないこと。
- ⑤憲法で保障されている労働組合活動に嫌悪感を持ち、圧力をかけて脱退させる事や加入を妨害する行為は明らかに不当労働行為であり、発生した場合には当事者の社会的責任が問われる事象であること。

以上の内容を労使で認識を一致させ、全ての管理者に周知していくことを確認した。

職場で働く全てのみなさん！

いまJR東日本は、コロナ禍での危機的な経営状況を乗り越えるため職場から全力で取り組んでいる。このような中で、社会問題になるような事象を発生させてしまえば、会社に対する信用は失墜し、職場は分断され、黒字化に向けた取り組みの実現は出来なくなる。そのような事にならない様に、確認事項の順守に向けて職場から取り組まなければならない。繰り返し発生してしまっている事象を撲滅するために一人ひとりが確認した内容を把握して、このような事象の根絶に向けて取り組んでいかなければならない。

また職場では、不当労働行為にとどまらず、不払い労働や様々なハラスメント行為が発生しているという声が大宮地本へ届いている。私たちJR東労組は、経営のチェック機能として、その様な事象を許さず改善に向けて取り組んでいく。安全で安心して将来に渡って働ける会社を創るため勇気をもって共に声をあげていこう！

今後も、このような事象があれば、すぐにJR東労組大宮地本へ連絡をしてください。私たちは会社に対して改善に向けた取り組みを、あらゆる手段を通じて早急に創り出していく決意である！